

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	4-2
処分の種類	基準不適合事業場への措置命令			
根拠法令条例等・条項	輸出水産業の振興に関する法律第4条第2項			
処分の概要	輸出水産業の基準不適合事業場への措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】輸出水産業の振興に関する法律 (登録の取消) 第四条 都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律の規定に違反したとき。 二 次項の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、第三条第一項の登録に係る事業場が第三条の三第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該登録を受けた者に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			